

論文

戦後、日本人の国防意識の弱体化をもたらした 歴史認識の変容について（1）— 日本国憲法成立過程を顧みて —

筒井 正夫（滋賀大学名誉教授）

はじめに

今次のロシアのウクライナ侵略戦争において、我が国の言論界の中で、驚くべきことに、明らかに不当なロシアの侵略に対し、それを非難し、不屈の闘志と勇気をもってそれと戦っているウクライナ人を励まし、応援するよりも、人命尊重を理由に、ロシアへの降伏を堂々とメディアで訴える識者が現れた。また、戦争の本質は、アメリカを中心として世界に跳梁するディープステイトたるユダヤ系金融資本が引き起こしたもので、プーチン大統領はそれと戦う戦士であるとして、終始プーチン側に立ってウクライナ人の命がけの抵抗に冷笑を浴びせかける識者も見られた。

ロシアのウクライナ侵略を招いた原因についてここでは深彫りしないが、ウクライナ国家の消滅を食い止めているのはウクライナ人の死を賭した戦いであることは誰もが否定できないことであろう。2月中旬であったか、ロシア軍の侵略を前にして、ウクライナのある都市で、初老の婦人が銃をもって訓練に参加し、襲い掛かるロシア兵に身をもって戦うのだと言い切っていた姿が、今も鮮明に脳裏に焼き付いている。こうした国民一人一人の祖国を守ろうとする決死の覚悟と、強敵に怯まない持続する闘争心が、今までロシアの天然ガス供給に依存してウクライナ支援を躊躇っていた欧米諸国が敢然とウクライナ支援に舵を切り、ロシア軍の侵略を食い止めているのである。

ロシアによるウクライナ侵略戦争の成否が、中国による台湾侵略の開始と連動しており、中露が連携した軍事行動が日本列島周辺で強化拡大されており、台湾及び日本有事となれば危機的な状況に直接対峙することとなる。こうした状況の中で、日本でも防衛費の大幅拡大や憲法改正を求める国民の声も大きくなっており、そのこと自体は歓迎すべきことであるが、それでもなお自国の防衛は自衛隊や米軍頼みの他人事であり、日本の存亡を、本当に我が身、我が家族の、我が郷里の存続にかかわる重大事と受け止めて、自らが盾となっても守り抜くのだという気概が国民各層に行きわたってきたとは言い難い。

本稿では、そうした国防意識が希薄である要因を、戦後占領期から冷戦終了後における歴史認識の変遷との関連で考察していきたい。今回は、その初発として、戦後GHQの占領下においてなされた新憲法制定過程に焦点を当てたい。そもそも、なぜ日本国憲法に、象徴天皇や様々な人権条項とともに戦争放棄、軍隊不保持を謳う9条が盛り込まれて、それがあたかも民主的な平和憲法であるとして国民に喧伝されていったのだろうか。

日本国憲法については、一般に保守陣営から言われる、GHQが日本を弱体化するために

わずか9日間程度で作り上げて日本に押し付けたものであるとする見方が根強く存在し、今日では、さらにアメリカはすでに1940年代初頭に戦略情報局（OSS）に各界の専門家が結集されて、降伏後の日本をどう統治するかの総合的な計画＝「日本計画」が練られ、いわゆる「象徴天皇制」の構想などもこの時から立案されていたことが明らかにされている¹⁾。

他方で、鈴木安蔵や高野岩三郎らのマルクス主義者が設立した憲法研究会が、植木枝盛ら自由民権運動家の人権や主権在民を重視する思想を引き継いで憲法草案を立案し、それがGHQに取り入れられて日本国憲法の中に結実していったのだとする、日本国憲法のおいば内発的生成論とでも呼べる説が対峙している²⁾。

本稿では、この問題について従来触れられなかった視点から再検討を行うことを通して、如上に掲げた課題に迫っていきたい。

その前に、日本人の国防意識が極めて希薄な現状について、まず統計的に確認しておこう。

1. 「国のために戦いますか」(『世界価値観調査』)の問いからみた日本人の国防意識

最近、世界の79か国を対象として「もし戦争が起こったら国のために戦いますか」という「世界価値観調査」(World Values Survey HP 2021. 1. 29)が発表された。

そのなかで「はい」と答えたものの比率は日本は13.2%と、世界79か国中、最低であり、しかも30%台を保っている2位～4位の国々を断然引き離してのトップである。「いいえ」の比率も48.6%で6位と高位にあり、「わからない」が38.1%と、世界で最も大きい値を示している。

こうした日本の状況について、本川裕氏は、「日本の場合は、敗戦国だという事情に加えて、日本国憲法が他国の憲法にない戦争放棄条項を有しており、憲法に対する遵法精神の上からは、この問は答えにくい内容をもっている」として、日本国憲法による精神的な影響を挙げている³⁾。

時系列的にみると、ソ連邦が崩壊し、冷戦が終わった1990年期をピークにほとんどの国で国防意識が低下傾向をたどっていたのが、2008年のリーマンショックによる世界金融危機が起った直後の2010年期をボトムに、反転して増加している。本川裕氏は、こうした変化について、冷戦の終焉によって自由主義陣営と共産主義陣営との武力対立から解放され、戦争の危機がとりあえず去ったと意識されて国防意識が弱まっていったが、世界金融危機を契機に、グローバリゼーションがもたらす経済成長によって皆が豊かになるという「プラス面」が後退して、貧富の格差、産業空洞化、移民問題、国際テロ、地球環境の悪化などグローバリゼーションの「マイナス面」ばかりが目立つようになり、弱まりつつあったナショナリズム意識が多くで復活し始めたからだ、と捉えている。

日本と同じ敗戦国のドイツも、「はい」「いいえ」の割合が、2013年の41.7%対54.4%から、2017年～18年には、44.8%対40.6%へと逆転して「はい」が増加しているのである。

ところがこうした世界的傾向の中で、日本は2010年から2017年にかけて「はい」が15.2%から13.2%へと低下し、「いいえ」はなんと38.7%から48.6%へと10ポイントも増加している。ちなみに、日本にとって最も脅威である中国は、同じ時期に「はい」は

74.2%から88.6%へ著増し、「いいえ」は逆に19.5%から10.2%へと減少するという、日本とは真逆の動きを示している。

こうした日本の傾向は、けっして若者にだけ起因しているわけではない。同時期に30歳未満の「はい」の回答は9.5%から8.8%へとたしかに微減しているが、50歳以上は20.3%から16.6%へと、より大きな落ち込みを示しているからである。本川氏は、「1981年期には、若年層の11.5%に対して高年層は31.8%と2.8倍だったが、2017年期には、8.8%に対して16.6%と1.9倍にまで縮小しているのである。つまり、「最近の若者は国を守る気概に欠ける」のではなく、「最近の中高年は国を守る気概に欠ける」のである」とし、「戦後民主主義」の洗礼を受け、戦争は悪と叩き込まれた団塊の世代が、若い頃を精神を保ちながら中高年の域に達したからであることは言うまでもない」と分析している。

このように、日本人の国防意識は、国際的にみても異常な低水準にあり、それは敗戦国として占領下に定められた戦争放棄を謳う日本国憲法の影響とともに、冷戦終結後の1990年以降の日本の状況にも規定されていることが窺い知れよう。今回はまず、占領下の時期において、本川氏が指摘する「日本国憲法が他国の憲法にない戦争放棄条項を有して」いる点に焦点を当てて、日本人の国防意識の低さの要因を分析してみよう。

II 日本国憲法成立過程を振りかえって

1. アメリカの初期対日政策

アメリカの国務・陸海軍三省調整委員会 (SWNCC) は、日本降伏後間もない1945年8月29日、連合軍総司令官マッカーサーに「降伏後ニ於ケル米国ノ初期ノ対日方針」を発し、そこで日本が再び米国の脅威となることがないようにすることを究極の目的に据え、日本政府は最高司令官に隷属して、武装解除と軍国主義の排除、自由と民主主義の推進、経済の非軍事化、戦争犯罪人の処罰等が施行されるべきことを命じた。

この基本方針に従ってGHQは、検閲とウォーギルト・インフォメーションプログラム、東京裁判、新憲法制定、財閥解体・農地改革・労働改革、神道指令等々を矢継ぎ早に実行していくわけであるが、そうした占領政策の根底には、日本が欧米のような近代国家になり切れない、天皇を頂く絶対主義的な軍事的半封建国家であって、そうした封建的要素を除去していかなければならないという認識があった。憲法制定にあたってマッカーサーが示した三原則（いわゆるマッカーサー・ノート）においても「日本の封建制度は廃止される」として、日本国家の封建的要素の排除を明言している。事実、マッカーサーは回想記において、次のように日本社会を判断していた。

「日本は二十世紀文明の国とは言うものの、実態は西欧諸国がすでに四世紀も前に脱ぎすてた封建社会に近いものであった。日本人の生活のある面は、それよりもっと古風なものだった。神人融合の政治形態は西洋社会では三千年の進歩の間にすっかり信用されなくなったものだが、日本ではまだそれが存在していた。・・・この神人一体の天皇は絶対君主であって、その言は動かすべからざるものとされた。天皇の権力は、軍部、政治機構、財界を支配する少数の家族によって支えられ、民権はむろんのこと、人間として権利すら認められていなかった。支配層は一般国民の財産や生産品の全部ある

いは一部を思いのまま取り上げることができ、一般国民は国策に反する思想は私的に持つことが許されない状態にあった。1937年から1940年の間に「危険思想」のかどで秘密警察によって投獄された国民の数は6万人を超えている。まことにアメリカ人から見れば、日本は近代国家というより古代スパルタに近い存在であった。」⁴⁾

ここにはアメリカによる先住民「インディアン」の殲滅、当時公民権さえ与えられていない黒人差別の現実、日系移民への不当で酷薄な差別等は棚に上げて、戦時体制の極端な事例を一般化して、戦前日本の民主的実態や優れた文化的伝統、天皇統治の立憲主義的実態を見誤った偏見が吐露されていた。

ではなぜ封建的要素の排除が必要なのかという点について、たとえば財閥解体についてみると、その主旨は、財閥はまず軍事的侵略の手段であったが、そればかりでなく労使間の半封建的関係を培養して労働組合や中間層、さらには民主主義の発展を妨げ、その結果国内市場を狭隘化して侵略戦争に駆り立てたのであるから解体されねばならない、ということになる⁵⁾。こうした認識は、欧米やソ連等の数々の侵略行為やロスチャイルド系・ロックフェラー系等の巨大企業体の戦争への数々の関与を封印し、また明治維新以来の近代的民主的発展の実態を無視した戦前マルクス主義講座派の日本像と軌を一にするものであった。

それはおそらく、戦前講座派の論客羽仁五郎に私淑して日本近代史を学び、アメリカ・ハーバード大学に在籍し、左翼的論客が集まる太平洋問題調査会から『日本近代国家の形成』を上梓し、アメリカ人に、偏った日本理解を植え付けるのに貢献したE.H. ノーマンの影響が大きかったと思われる。ノーマンはGHQの一員として来日し、憲法制定や「戦犯」追及、「公職追放」などに影響力を行使した共産主義者であった。

2. E. H. ノーマン、鈴木安蔵らによる憲法研究会

ノーマンは、日本国憲法制定過程においても無視できない役割を演じている。岡部伸氏の指摘によれば、ノーマンは、敗戦から1カ月余りしかたっていない9月22日に、戦前から知り合っていた鈴木安蔵のもとを訪ねて、今こそチャンスだから憲法を作り直す作業をすべきだと叱咤し⁶⁾、「徹底的に、『国体』の根本的批判をなさしむべきが日本民主主義の前提と思ふ」と述べたという。その直後に鈴木はノーマンと私的な会議を持ち、そこで、ノーマンは、従来国体の名のもとにあらゆる反動的勢力が横行し、封建的帝国主義的政策が強行されてきたので、もし国体が放置されたならば再び国家主義的勢力が結集し、日本民族も依然万国に比類なき優秀民族であるとの根拠なき自信を捨てずにいて、謙虚な国際社会の一員としての再出発はなしえない、と主張した⁷⁾。

鈴木は戦前から自由民権運動の憲法草案などを研究していた憲法学者であったが、小西豊治氏によれば、マルクス主義の立場に立脚しつつも、1930年代に軍部が台頭し政府も巻き込んで国体明徴運動を展開して、それまで通説となっていた美濃部達吉の天皇機関説を排撃するが、鈴木は断固美濃部を擁護し、上杉・穂積の天皇即国家という天皇主権説に対して、その非科学的合理性を攻撃した。また政党内閣制が崩壊し、ファシヨ化が進む中で、「祭政一致」「政党内閣の否定」「行政権の強化」「統帥権の独立」等こそが日本独特の立憲主義であるという偏向した明治憲法論に対しても、鈴木は、『現代憲政の諸

問題』を著して、そうした主張は、封建的官僚政治を維持しようとする旧プロシヤの外見的立憲主義に由来するもので、明治憲法は、大正初期の憲政擁護運動以後、藩閥・軍閥によるそうした旧制度的運用は修正され、国民自由権の保証、参政権の拡張、議会の権限増大等が実現されてきており、再び「旧プロシヤ的」欠陥が復活せしめられようとするれば、立憲政治や議会は形骸化されていくとして批判した⁸⁾。鈴木は、教条的なマルキストというよりは、むしろ立憲制や自由や人権そのものを擁護する立場に立脚する、急進的な自由主義者という側面を強く持っていたと思われる。

鈴木はノーマンのアドヴァイスを実行に移すため、10月にはマルクス主義の統計学者で大原社会問題研究所の所長であった高野岩三郎を会長に、他に室伏高信・森戸辰男・岩淵辰雄らの参加も得て、憲法研究会を発足させた。その後もノーマンを訪ねて指導を受けたり、研究会にノーマンを招いて意見を伺ったという。

憲法研究会の作成した草案は、ノーマンの助言とともにアメリカ合衆国憲法・ソ連憲法・ワイマール憲法等を参照としつつ纏められたものだが、小西豊治氏によれば、さらに鈴木が戦前より研究していた自由民権家の憲法草案や自由・人権等に関する思想が、草案の中に生かされているという。

まず、研究会がGHQに提出した憲法草案の冒頭に位置する、以下に掲げる根本原則（統治権）の部分について、そうした影響力がどのように表れていたのかをみてみよう⁹⁾。

根本原則（統治権）

- 一、日本国ノ統治権ハ日本国民ヨリ発ス
- 一、天皇ハ国政ヲ親ラセス国政ノ一切ノ最高責任者ハ内閣トス
- 一、天皇ハ国民ノ委任ニヨリ専ラ国家的儀礼ヲ司ル
- 一、天皇ノ即位ハ議會ノ承認ヲ経ルモノトス
- 一、摂政ヲ置クハ議會ノ議決ニヨル

このように、統治権は国民にあって国政の最高責任を内閣と定めて主権在民を明確にし、天皇は国政を行わずに専ら国民の委任によって国家的儀礼を司り、即位や摂政に関しても議会の承認を要するものとしている。こうした最終案に至る過程で、憲法研究会では、1次・2次草案を作成して討議を重ねた。その結果、最終案では、天皇の神聖にして不可侵なる特権という規定を排除して、国民主権を明確に規定し、「元首」としての天皇という文言も削除することによって、明治憲法の「統治権を持つ元首」という天皇観からも抜け出して、民権運動期の自由党の立志社・植木枝盛案と同様、日本国憲法の象徴天皇の原型を示したという。

さて、憲法研究会に招聘されたE. H. ノーマンは、天皇制を廃して共和制の憲法を作るべきだと訴えた。鈴木も天皇制には批判的な立場であったが、日本社会の現実的判断から、コンスティテューショナル・モナキー（立憲君主制）のような案を提示して、これで行くほかはないと思うと応答した。ノーマンは、それで日本の民主化ができるだろうかと反論し、イギリスでも今日あなるには2度の革命を通過しているので、やはりそういう過程を経なければ君主政治の民主化はできないのではないかと、鈴木に反駁した¹⁰⁾。

また研究会の会長を務めた高野岩三郎も、ノーマンの意を受けて天皇の存在を否定し、

国民投票による大統領制とし、土地の国有、生産手段の漸次国有といった、より社会主義体制を目指す内容の濃い草案を発表している¹¹⁾。明治生まれの高野は、「青少年時代に我国には仏蘭西流の自由民権運動論旺盛を極め、国会開設要望の声は天下を風靡し」、そうした民権運動の延長線上に自己の憲法草案を構想したという¹²⁾。こうした天皇制廃棄案に対し鈴木は、いきなり共和政は無理という観点から、ノーマンの天皇制廃止論や高野の大統領制は採らず、研究会案に反映されることはなかった。

前述のように鈴木は、戦前、軍部の専横が極まるなかで美濃部の天皇機関説を擁護し、明治憲法の立憲制的・議会権限拡張と普選に至る改革の要素を評価して、ファッショ化する政界に抗してきた。そこでの天皇の存在を前提とした上での明治憲法の立憲的要素の擁護者という鈴木立場が、ノーマンや高野のような、共産主義を早急に準備するような急進的な天皇廃止論に踏み込ませなかった理由であろう。

さらに研究会では、「統治権」の項に続く「国民権利義務」以下の項目においては、出征や身分による差別の廃止（ソ連憲法参照）、爵位勲章や栄典の廃止、拷問の廃止、言論・学術・芸術・宗教の自由（ワイマール憲法参照）、国民の請願発案・国民評決の権利といった国民の自由・平等・人権を重視する内容（アメリカ合衆国憲法参照）を有し、さらに国民の健康と文化的生活の権利、休息権や八時間労働制・有給休暇制といった社会的基本権ともいべき内容（ソ連憲法・ワイマール憲法参照）をも盛り込んでおり、アメリカ合衆国憲法やソ連憲法、ワイマール憲法等の影響を受けていることは確かである¹³⁾。

しかし、ここでも鈴木が憲法研究の中で再発見した植木枝盛の憲法草案に規定された、豊富な無制限の自由権、手厚い人権保障、国民主権の明確な宣言、普通選挙志向、強大な権限を持つ一院制議会、連邦制、抵抗権、革命権などが、研究会案の中にかなりその特色が取り入れられ、研究会案には国民主権を宣言し、法の前の平等を定め、拷問を廃止し、満20歳以上の男女が選挙権をもって第一院議員を選び、議会が立法権を掌握し、繰越予算は廃止されると明記された。天皇は儀礼的代表でしかなく、「国民の言論学術芸術宗教ノ自由」には制限はない、とされたのである¹⁴⁾。

こうして作成された憲法研究会の草案は、アチソンを通してGHQ内で検討されていたが、すでにノーマンから前述の鈴木著『現代憲政の諸問題』がラウレルにもたらされ、早速英訳されてGHQ内部で読まれており、そうした素地のもとで研究会草案は、GHQの憲法草案に影響を与えていったという¹⁵⁾。

3. 軍の規定をめぐる各草案の動向

以上、日本国憲法の内発的生成論を主張する小西豊治氏の論に従って、植木枝盛らの自由民権思想が、鈴木や高野を通して憲法研究会の草案に結実し、GHQの憲法草案に生かされていったという道筋をたどってきた。

しかし、ここには今一つ、日本国憲法の内容にかかわる重要な論点が看過されていることを見逃すわけにはいかない。それは、軍隊保持や徴兵といった国家にとって重要な国防に関する記述が、鈴木私案にも憲法研究会の草案にも一切見られないことである。

GHQの対日方針では、たしかに「武装解除と非武装化」が提示され、「日本ハ陸海空軍、秘密警察組織又ハ何等ノ民間航空ヲ保有スルコトナシ日本ノ地上、航空竝ニ海軍兵力ハ武装ヲ解除セラレ且解體シ、日本大本營、參謀本部（軍令部）及凡テノ秘密警察組織ハ解

消セシメラルヘシ」とされていたから、軍隊や徴兵に関する規定は当然書き込むことができなかつた、と理解することもできよう。いや、あえてそうした事項に一切触れないことで、軍の不保持につなげ、日本の弱体化を図りたいというノーマンらの意向に沿ったものであったとも考えられる。

しかし、それは旧日本軍が、侵略戦争のための軍隊であったというのがGHQ（アメリカ）の判断であったから、新しく平和を志向する民主主義国として生まれ変わった日本ならば、近代国家として当然、自衛のための軍隊を保持し、自ら国を守る国防力を有することは想定できたはずである。事実、幣原喜重郎首相が10月25日に設置した「憲法調査会」において松本丞治国務大臣や宮沢俊義らが中心となって取りまとめ、GHQに提出した憲法草案の説明書では、「天皇カ統治権ヲ総覽行使セラルルノ制度ヲ保持スル」という原則のもとに、「天皇ハ軍ノ統帥ヲモ含ム一切ノ国務ヲ国務大臣ノ輔弼ヲ以テ行ヒ得ルコトトシ」た。そして連合軍の占領終了後に軍を再置することを連合軍より認められる時が到来しても、国内の平和秩序の保持を図るための小規模なものとなるはずであろうから、「陸海軍」の名称を廃棄して、単に「軍」という名称を用いた、と説明している。さらに将来再びかつてのような陸海軍を設けようとする企図を阻止するために、軍の編成及び常備兵額は、従来のように天皇の大権によるものとせず、法律によって定めるものとし、議会の協賛がなくしては一兵たりとも増すことはできないように改正している旨の説明も行った¹⁶⁾。

こうして明治憲法の枠組みは維持しながら、かつての天皇のもとでの統帥権の独立であるとか、天皇大権の名のもとに軍部が軍の編成や規模拡大を恣にして、軍国主義への道を突き進んでいった弊害を阻止する改正が図られようとしていたのである。しかしながら、この政府—松本案は、「第三条 天皇ハ至尊ニシテ侵スヘカラス」という文言からわかるように、明治憲法の基本を踏襲して、それを修正するという枠組みを出ておらず、軍の規定を入れるならば、GHQ側が抱く軍国主義日本に対する脅威を取り除く手段がいつそう大胆に講じられる必要があった。結局、政府側は、GHQが日本の憲法改正に何を求めているかについての認識が甘く、後に全面却下を招くこととなった。

さらにマッカーサーから早々に改正憲法の作成を促されて、GHQのジョージ・アチソンらと意見交換し、また京都大学の憲法学者佐々木惣一にも助力を求めて、その作業を進めてきた近衛文麿も、天皇の統治権を前提としたうえで、その憲法上の大権を制限し、宣戦講和及び条約改正その他の憲法上の大権事項も帝国議会の協賛を経ることとし、軍の統帥及編成も国務なることを明確にして、天皇が陸海軍の最高指揮権を持ち、その編成と常備軍兵額を定めるという条項も削除ないし修正の必要を提起していたが、軍隊の存在そのものは決して否定していなかった¹⁷⁾。

しかし近衛文麿は、ノーマンによってその戦争責任を厳しく追及され、その人格まで酷評した「戦争責任に関する覚書 近衛文麿」を上申され、「近衛が憲法起草委員会を支配する限り、民主的な憲法を作成しようとするまじめな試みをすべて愚弄することになるであろう」とまで進言され、マッカーサーやGHQでの信頼を失墜し、戦争犯罪人としての逮捕令を受けるに及んで、最終的に自殺に追いやられたと言われる¹⁸⁾。こうして、明治憲法を土台として、天皇大権と軍の存在を議会の制約下に残して、その立憲主義的改変を模索していた近衛案も、ノーマンによって葬り去られた。

4. 内外の天皇制批判の環境と幣原—マッカーサー会談、そして三原則提示へ

こうしたなか、特に天皇制の維持に関して、内外で厳しい環境が醸成されつつあった。一つは、ノーマンは、10月4日に発令されたマッカーサーの指令に基づいて、直ちに徳田球一や志賀義雄ら16名の共産党員を釈放させたが、その共産党がノーマンの意向を引き継いでか天皇制打倒をスローガンに掲げ、憲法研究会の憲法草案での天皇規定にも厳しい批判を加えていた。

今一つは、12月27日には、対日占領に関する最高意思決定機関となる極東委員会と対日理事会の創設が正式に発表され、米英ソ中などの11カ国がそこに参加することになった。

極東委員会は、日本国の憲法構造における根本的変革を処理するいかなる指令も、極東委員会における協議を経てその合意が必要である、という権限を持つこととなった。ソ連や中国は、天皇の戦争責任を問うことを強く求めており、その陣営にいまやオーストラリアなども加わろうとしており、アメリカの国務・陸海軍三省調整委員会の極東小委員会などでも、天皇制廃止の方向で憲法改正がなされることがアメリカの国益であるという主張がみられて、国際的にも天皇制を維持できるか否かの重要局面に差し掛かっていたのである¹⁹⁾。

この天皇制の危機は、どのように乗り越えられていったのだろうか。以下、服部龍二氏と細谷雄一氏の見解によってみていこう²⁰⁾。

さて、年が明けて46年1月1日には新日本建設に関する詔書が渙発され、天皇自らの意志で冒頭に五箇条の誓文が掲げられて、これを新日本の国是とすることを誓い、天皇と国民との結合は、相互の信頼と敬愛とに基づくものであり、神話と伝説によるものに非ずと宣言された。こうした宣言も、内外の天皇制批判の高まりの中で、天皇の歴史とともに長い天皇制の存続が国民との相互敬愛に由来し、明治以降も五か条の誓文の「万機公論に決すべし」という公論重視の民主主義を基本とした国是を守ってきたことをアピールしたものであった。

近年の服部龍二氏の研究によれば、こうした内外の切迫した状況に促されて、幣原喜重郎総理大臣は、1月24日にマッカーサーを訪ね、天皇制の存続のためには戦争を放棄する以外にないと、マッカーサーに語り、マッカーサーを感激させている。この幣原の真意は、内外の厳しい天皇批判の状況に鑑みて天皇制を残すために、究極の平和理念である戦争放棄を、1928年のパリ不戦条約以来の国際法の理念に沿う形で提案したということである。そのアイデアを提供したのは、パリ不戦条約にも随員として参加した外務省の白鳥敏夫であり、当時外務大臣であった吉田茂に書簡で伝えられ、それが幣原にも回覧された。つまり、戦争放棄によって日本に侵略戦争を起こす脅威の無いことを内外に示すことによって、天皇制を維持しようということであった²¹⁾。もちろん、明治憲法下の様々な絶対的な権限を保持し、神話の権威と結びつき軍国主義の象徴として利用された天皇ではなくて、議会に基礎を置く立憲君主としてであるが。

幣原との会談の1週間後の2月3日に、マッカーサーは、次のような新憲法に関する3原則を公表した。

1. 天皇は国家元首の地位にあり、皇位は世襲され、天皇の職務と権限は、憲法に基づいて行使され、憲法の定めるところにより、国民の基本的意思に対して責任を負う。

2. 国家の主権としての戦争は、廃止され、日本は紛争解決の手段としての戦争のみならず、自国の安全を維持する手段としての戦争も放棄する。日本はその防衛と保護を、今や世界を動かしつつある崇高な理想に信頼する。日本が、陸海空軍を保有することは、将来ともに許可されず、日本軍に交戦権が与えられることもない。
3. 日本の封建制度は廃止される。華族の権利は、皇族を除き、現在生存する一代以上に及ばない。華族の特権は、今後、国または地方のいかなる政治的権力も包含するものではなく、予算は英国の制度を手本とする。

ここでマッカーサーは、政府・松本案の示す国内の安全や秩序を維持するための軍の保持という規定を否定して、紛争解決のための国家の主権としての戦争放棄と、自国の安全維持も含めての陸海空軍の放棄を明記した、日本国憲法9条につながる条項を明言し、さらに天皇を憲法と国民の基本的意思に基づく形で国家元首として残すことを宣言している。まさに幣原-マッカーサー会談の成果が見事に実現しているといえよう。

ただ、天皇の取り扱いに関しては、アメリカでは、1942年6月の時点でOSS（戦略情報局）による体系的な日本研究を踏まえた敗戦後の日本統治策＝「日本計画」を立案しており、そのなかで立憲君主制の再建、天皇の元首としての復位・継続、戦後の「繁栄」の約束を示して、占領統治を円滑に行うために、天皇を民主化や平和主義の象徴として利用することが不可欠という認識に達していた²²⁾。マッカーサーはこうした米国側の意向を胸に、幣原の進言や政府・松本案や憲法研究会案でも主張された天皇の存置を明言し、天皇制打倒を叫ぶ共産党や、天皇の戦争責任追及を求める対日理事会の主張を退けたのである。

そのいわばバーターとして登場した戦争放棄・軍隊不保持については、政府・松本案や近衛案にあった、明治憲法を改変して軍を議会の統制下に置くという規定さえ葬って、幣原の積極的な提案が採り入れられ、自国の防衛さえ含む戦争の否定という厳しい条項を発表して、内外の天皇制否定の動向を封じようとしたのである。国防や軍隊に関する規定のない草案を作成した憲法研究会の側でも、おそらくこのマッカーサー提案を歓迎したであろう。

以後、この3原則にのっとりGHQ民政局が中心となって日本国憲法の草案が作成され、国会での度重なる審議や字句上の修正があって、1947年5月3日には日本国憲法が発布された。そうした過程で、鈴木安蔵らが中心となってまとめた憲法研究会案が参照されて、日本国憲法における主権在民と象徴天皇、様々な民主的条項や人権条項となって日本国憲法に反映されていったといわれ、こうした経緯が、日本国憲法がGHQの押し付けではなく、日本内部からの発案に由来するものだという根拠として主張されているのである。

だが、上に見たように、いわゆる象徴天皇制はすでにアメリカOSSによって1942年段階から明確に検討されており、戦争放棄と相俟って幣原-マッカーサー会談によって基本的な方向性が定められていたのであるから、そうした枠組みの中で憲法研究会案が、様々な人権条項等の採用にも影響を与えていったということであろう。

では、小西氏らの主張が無意味であったかということ、決してそうではない。なぜなら、新憲法に反映された数々の民主的条項や人権擁護の条項、また立憲君主の規定等が、自由民権期以来の民主的憲法草案の伝統に由来したものであると主張されているからであ

り、アメリカ内部ですでに企図されていたからと言って、それが日本の中に受け入れられて根付いていくには、日本における内発的な条件が歴史的に用意されていなければならないからである。

しかしここで、日本国憲法の原則を提示したといわれるマッカーサー三原則も、今一度仔細に検討すると、大きな矛盾点があることに気づく。たとえば、封建制を廃止することを天皇に関して当てはめると、天皇が纏っていた数々の絶対君主的権限を排除して、議会に基礎を置き、実質的に政治や軍事に関与しない立憲君主になるということであるが、国民主権に基礎を置く近代国家は、国家を防衛するための軍隊を保持することが、イギリス・アメリカ・フランスなど代表的な立憲主義の近代国家では当然の事実として存在するので、自国の安全のための軍隊さえ放棄すべきというマッカーサーの提言は、どのように理解したらよいのだろうか。この問題は、単に幣原の進言で戦争放棄・軍隊不保持がマッカーサーによって容認されて、新憲法にも反映されたという理解では済まない、日本の国防全体にかかわる重要問題であるからである。

憲法研究会の見解にしても、鈴木は、民権家の立憲的人権擁護の憲法条項に学んだというが、そこには戦争放棄・軍隊不保持のような条項が書かれていて、それも一緒に学んだということなのだろうか。

次に、そうしたことも含め、近代国家と国防・徴兵制といった事項との関係を改めて問い直して、日本国憲法の内発的生成論を再検討するとともに、日本の安全保障・国防の観点から重要な契機がいかんにして失われたのか、という点についても検討したい。

III 日本国憲法の内発的生成論の問題点

1. 二段階革命論、日本弱体化論の視点から

たしかに日本国憲法は、GHQがマッカーサーの三原則に従って、民政局のスタッフでわずか9日間足らずで様々な国の憲法を参照して作り上げて、それを日本に押し付けたというよりも、上記のような日本の内発的な契機の影響力も無視できないものと思われる。しかし、それをどうとらえるかについては、異なる見方が可能であろう。

一つには、自由民権運動下の憲法草案—鈴木安蔵—憲法研究会—GHQという経緯は、日本の民主主義の伝統が日本国憲法成立に生かされていったというような、単なる日本の内発的契機を示すものではなくて、あくまで講座派的共産主義者が唱える社会主義革命に至る二段階革命の前段としてのブルジョア民主主義革命の一翼を、GHQ・ノーマン—鈴木安蔵—GHQ・民政局という共産主義者の連携作業によって遂行した、と捉えるべきであろう。

そこには、単なるブルジョア民主主義的な要素の実現や、労働者の権利や労働条件の改善といった項目が重視されているに止まらず、「日本を二度と米国の脅威とならないように」弱体化させ、その先に社会主義・共産主義への転換を準備するという、隠された目的があったことが見落とされてはならないであろう。

日本国の弱体化とは、戦勝国アメリカにとっての脅威の除去という意味に止まらず、社会主義革命への転化を見越しての国家権力の弱体化、端的に言えば軍事力の剥奪、ないし弱体化を意味している。マルクス主義では、国家を階級支配のための道具と捉え、警

察や軍隊をそのための暴力装置と捉えるから、それを弱体化させるための絶好のチャンスが、敗戦時という国家権力が実質的に無力となっていた時期に到来したのである。

おそらくGHQ内部においても、アメリカにとっての脅威の除去を企図する勢力と、それを日本の社会主義化・共産主義化の方向へ利用しようとする勢力がせめぎ合っていたものと思われる。前者は、特に軍事的非民主的な要素を除けば、将来同じ自由主義・資本主義を奉じる国家として友好関係を築けると日本に期待している勢力であり、1940年代の戦時情報機関OSSの「日本計画」にも、たとえそれが日本降伏とスムーズな占領が目的であったとしても、立憲君主制の元首としての天皇を平和と民主主義の象徴として残し、その後の近隣との平和的共存と繁栄さえ言及する姿勢が確認でき²³⁾、それは日本を社会主義化・共産化するための施策と言い切ることはできないであろう。他方で、フランクフルト学派のマルクス主義者も混入していて、あくまで天皇制打倒に結びつけようとする勢力も存在して、両者がせめぎ合っていたと見るべきであろう。

鈴木や高野やノーマンらは、憲法研究会で、本来あるべき平和的民主主義国家における安全保障を担保する国防・軍隊等の問題を一切検討しなかった。さらに天皇制廃止と生産手段の国有化を唱え、日本の社会主義化・共産主義化を志向した高野岩三郎は、おそらくそうした思想的傾向を評価されてGHQ（ノーマンか）によって戦後初代のNHK会長となり、GHQの推進する「真相箱」など、日本人にのみ戦争責任の罪の意識を植え付けるGHQのプロパガンダを忠実に遂行していったのである。鈴木も、日本の現状から天皇廃止論は時期尚早として採用しなかったが、その説そのものに対しては評価しており、またのちに憲法9条を、軍事力の行使による自衛行為なるものを一切なさない絶対平和主義的立場から戦争放棄と軍隊不保持を表明したものと解釈しており²⁴⁾、当たり前の近代国家としての日本の復興に不可欠な自衛権の保持についても、積極的な態度は示していなかったのである。

2. 近代国家の本質と国防・徴兵制

今一つ、上記の日本国憲法の内発的発生の理解に関して問題となる点は、近代日本を半封建的日本資本主義と捉えていたノーマンや鈴木ら講座派マルクス主義者の、封建国家や近代国家に関する理解や、近代国家における国防や兵役・徴兵の捉え方に大きな難点があることである。

まず、市民革命を経て誕生する近代国民国家の本質について確認しておこう。

フランス革命の理論的支柱となり、中江兆民によって『民約訳解』として紹介され、自由民権運動を思想的に支えたルソーの『社会契約論』においては、次のように述べられている。

すなわち、市民が、一般意思の正当な主権者としての国家と合法的で公平な約束として社会契約を結んだ場合、それ以前の自然状態にある不確かで危なっかしい生活をもっと確かな他の生活に、自然の独立を自由に、他人を害する権力を自分自身の安全に、他人によって打ち破られるおそれのある力を、社会の結合によって不敗なものとする権利に変えることになるとした上で、「彼らが国家のためにささげた生命そのものも、国家によってたえず保護される。彼らが国家を守るために生命をかける場合、彼らは、国家からもらったものを国家にかえすにすぎないのではないか。・・・すべての人は必要とあれ

ば祖国のために戦わなければならない」と断言している²⁵⁾。

さらに「社会契約は、契約当事者の保存を目的とする。目的を欲するものはまた手段をも欲する。そしてこれらの手段はいくらかの危険、さらには若干の損害と切りはなしえない。他人の犠牲において自分の生命を保持しようとする人は、必要な場合には、また他人のためにその生命を投げ出さねばならない。・・・そして（一般意思の体现者としての・・・筒井）統治者が市民に向かって「お前の死ぬことが国家に役立つのだ」というとき、市民は死なねばならぬ。なぜなら、この条件によってのみ彼は今日まで安全に生きて来たのであり、また彼の生命はたんに自然の恵みだけではもはやなく、国家の条件付きの賜物なのだから」²⁶⁾と。・・・続けて「社会的権利を侵害する悪人は、すべて、その犯罪のゆえに、祖国への反逆者、裏切者となるのだ」とまで言い切っている²⁷⁾。

封建社会は単に個人がおのおのの責任で生活し身を守る自然状態ではないが、封建領主や絶対君主は民を支配下に置いて地代や年貢を徴収する代わりに、その生命や財産を守ることが委託されていた。市民が革命によって絶対王権を倒し、市民的自由と土地所有権を獲得し、参政権を得て議会で国政の在り方を決定できるようになり、国民国家を形成した暁には、市民自らが生命・財産を守る義務と責任を負い、徴兵制や募兵制を施行し、国防軍を組織して自ら国防の任に当たることとなるのである。

徴兵制は、フランス革命後の内外の危機に対処するため、当初は志願兵であったが1793年2月の国民公会による一般国民からの30万人動員令を経て、同年8月国民総動員令が成立、そして1798年、ナポレオン施政下において対外的防衛の要請もあって史上初めて施行された。フランス革命後徴兵制が敷かれるまでには紆余曲折があったが、身分制を打破して平等を勝ちとろうとした国民が、旧勢力と戦い、同時に革命を倒そうとする外敵に対峙して誕生したばかりの市民社会を自ら武装して守ろうとしたところから、徴兵制は成立していった。自由・平等という人権思想が土台となって、主権者となった国民が自らの国家＝市民社会を防衛する権利と義務を有するという考えが、国民皆兵による徴兵制という制度の基礎に横たわっているのである。

3. 近代日本における国防・徴兵の動向

日本においても、明治政府によって封建的身分制が撤廃されて四民平等の原則が採られ、1871年廃藩置県、73年秩禄処分、76年廃刀令によって封建的領有関係と武士身分が解体され、同時に73年からの地租改正によって近代的土地所有権とそれを土台とした近代税制が認められた。1875年には漸次立憲政体樹立の詔が出され、1878年には郡区町村編成法・府県会規則・地方税規則の三新法が、80年には区町村会法が公布されて、民選による府県会と町村会が設けられ、1881年には自由民権運動の国会開設の国民運動に応じて、90年を期して国会を開設する詔を公布、88年市制町村制公布、89年大日本帝国憲法発布、90年には府県制郡制公布、国会開設と続く。こうして封建制が解体されて基本的に四民平等となり、土地所有権が与えられ、職業選択・移動・言論の自由が一部制限はあったが保証され、町村・県・国レベルの議会が開設され、帝国憲法が定められて、それに則って選出された議員によって議会運営がなされるという、近代国民国家が形成された。

こうした近代国家形成過程と踝を接する形で、近代的土地所有権を付与した地租改正

が公布された1873年に徴兵令は発布された。いわば封建制が解体されて近代的土地所有権が与えられ、かつての農奴が国民となって、武士や領主に成り代わって国防を担い、国民軍を形成することとなったのである。

ノーマンは、講座派マルクス主義の立場から、明治維新は近代市民革命ではなく絶対主義の成立と捉えるので、西欧市民革命のように農民は解放されていないにもかかわらず、フランス革命によって生み出された国民軍の制度を取り入れたために、政府を階級敵とする階層に武器を与えて訓練を施し、その階層に国家の防衛を委ねなければならないという矛盾を抱え込まざるを得なくなったと説く。そして政府は、軍の中に醸成するかもしれない革命を圧殺するために、軍紀として厳しい規律と懲罰を持つ必要性に迫られ、そうして厳格な軍紀に縛られた農民兵が対外侵略に駆り立てられる、と主張している²⁸⁾。

たしかに、徴兵令発動当初は、官庁勤務の者や陸海軍学校生並びに官公立学校生、一家の主人や跡継ぎ、代人料270円を納める者など広範な免役条項があって、その不公平に対する批判も強く、さらに貴重な労働力を奪われる苦痛から、徴兵忌避や徴兵反対一揆なども起こった。

静岡県駿東郡北部の北郷村地方では、明治20年代半ばにおいても、徴兵に際して「兵役ノ重大ナル義務ナルコトハ村長ノ勅諭奉読会アリテ各字巡回講和会等アリテ村民其大義ニ通スルモ、服役ノ苦痛ハ成ルベク避ケンコトヲ欲ス、是ニ於テ身体検査前ニ至レハ神仏ヲ巡拝シテ以テ免役ヲ祈リ、近家ハ集リテハ産土神ヲ拝シ、青年ハ拳ッテ垢離ト称ヘ水ニ浴シ身ヲ清メ亦産土神ニ祈願スルヲ習慣トセリ」²⁹⁾という状況であり、村長など村の指導層を除いて、一般青年層は徴兵を国民の権利であり義務として、納得して受け入れるまでには至っていなかった。

しかし、このことは国民が徴兵令を絶対王政の強権による強制として忌避し抵抗していたことを、必ずしも意味しない。

たとえば、ノーマンや鈴木が、民主主義や人権擁護、立憲主義、国民主権の観点から高く評価した民権運動家の憲法草案を見ると、自由党の前身といえる立志社の場合は、「民権」の項目を挙げて、国民の身体自由、思想言論の自由、著書出版の自由、結社集会の自由、奉教の自由、土地所有の自由、財産を利する権利、通信の自由を謳い、国会の議を経ない租税の納入や法律の順守をする義務はなし等を明記し、「國民ハ其意見ヲ國會若クハ其主任者ニ呈スルヲ得」(第三十条)、「國民ハ國政并法律ノ改正ヲ求ムルヲ得」(第四十四条)として、国民の国政への参加を保証している。

他方で、「國民ハ法律ノ定ムル所ニ由テ國家ノ兵務ニ任ス」(第十六条)、「國民ハ如何ナル場合ニ於テモ本国ヲ保護スル義務アリ」(第十七条)、「國民ハ兵器ヲ貯フル事ヲ得」(第四十一条)とあり、国民がいかなる場合でも国を守り、また兵務に任じ、兵器を貯えることも認めているのである³⁰⁾。

またノーマンが指摘するように、たしかに立志社は政府の徴兵制導入に関して批判しているが、徴兵制そのものに関しては「市井の細民と雖ども、身を以て国に報ずるの道を知らしめ、天下の壮丁を招集し之を軍団の籍に編む。其の制良ならざるに非ず」としてその重要性を評価しているのであって、問題なのは「其時を得ざると云は、その政体と合せざるに在り」³¹⁾として、立憲政体の体制が整わない段階で徴兵制を導入したことに関して批判を展開しているのであり、自らの憲法草案では、まさに立憲君主政体のもとでの徴

兵制を明確に規定したのである。

自由党の左派急進派の植木枝盛の「日本國憲法」草案は、連邦制国家を構想し、「日本國ノ最上權ハ日本全民ニ屬ス獨一也矣些モ分離ス可カラス焉各人之ヲ壞滅ス可カラサル也之ヲ与奪ス可カラサル也」と国民主権の原則を謳っている。そして立志社の場合に挙げた上記の自由の権利だけでなく、「政府國典ニ違背スルトキハ人民之ニ從ハサルコトヲ得」(第廿三条)、「政府威力ヲ以テ擅恣暴虐ヲ逞フスルトキハ人民[モ亦]兵力ヲ以テ之ニ抗スル事ヲ得」(第廿四条)というように、政府の圧政に対する抵抗権まで示していたことで知られる³²⁾。また植木は、アジア侵略を行う欧米を「大野蛮」と非難してアジアの被抑圧からの独立を主張し、基本的には武力行使による国権拡張に反対して、改革アジア同士の連携による通商貿易という手段での、アジアの独立振興を志向していた。

こうした植木であったが、その日本國憲法の、第一編において「第〇條 日本[ノ國家]「國王」ハ外敵ノ寇害ヲ防禦シ自國ノ獨立ヲ守衛スルカ為メニハ保塞ヲ築キ軍兵ヲ備フルコトヲ得」として、日本國家が外敵の侵略に対して自国の独立防衛のために軍備を設けることを明確に定めている。さらに日本国々憲按では「軍兵ハ國憲ヲ護衛スルモノトス」ともあり、植木が想定した国の形そのものを軍が守ることを規定していた。そのために日本聯邦には常備兵を(第二十六條)、各州には常備兵(第三十六條)と護郷兵(第三十五條)を置くことを定めている。ただし、第三十二條において「日本各州ハ既ニ寇賊ノ來襲ヲ受ケ危急ニ迫ルニアラサレハ戰ヲ為スヲ得ス」として、侵略されたときの防衛戦にのみ戦闘を限定して、自ら進んで侵略する戦争を戒めている。

そして、一旦戦争に立ち至った場合には「日本各州ハ現ニ強敵ヲ受ケ大乱ノ生シタルカ如キ危急ノ時機ニ際シテハ聯邦ニ報シテ救援ヲ求ルコトヲ得、又々他州ニ向テ應援ヲ請ハレシ時眞ニ其危急ニ迫ルヲ知ルトキハ赴援スルヲ得、其費ハ聯邦ニ於テ之ヲ辨ス」と、強敵の侵攻を受けた時の聯邦や他州との援軍の在り方を定めている。

また実際に戦争が勃発した時においては、次のような緊急事態特別法とでもいうべき規定が定められていた。

第二百十三條 内外戦乱アル時ニ限り其地ニ於テハ一時人身自由・住居自由・言論出版自由・集会結社自由等ノ權利ヲ行フカヲ制シ、取締ノ規則ヲ立ツルコトアルヘシ、其時機ヲ終ヘハ必ス直ニ之ヲ廢セサルヲ得ス

第二百十五條 戦乱ノ為メニ已ムヲ得サルコトアレハ相當ノ償ヲ為シテ民人ノ私有ヲ取用シ、若クハ之ヲ滅盡シ若クハ之ヲ消費スルコトアルヘシ其最モ急ニシテ預メ本人ニ照会シ預メ償ヲ為スコト暇ナキトキハ後ニ為スヲ得

第二百十六條 戦乱アルノ場合ニハ其時ニ限り已ムヲ得サルコトノミ法律ヲ置格スルコトアルヘシ

すなわち内外の戦乱時には、人身・居住・言論出版・集会結社の自由も制限され、取締の対象となり、相当の補償をもって私有物を収容したり消費することもあり得、戦乱時に限ってやむを得ないことのみ法律を適用外に置くこともあり得るとしている。

では、皇帝(天皇)は軍事に対して、どのような権限を持っているのだろうか。

まず、第二章皇帝ノ権限において次のように規定されている。

第七十八條 皇帝ハ兵馬ノ大権ヲ握ル宣戰講和ノ機ヲ統フ他國ノ獨立ヲ認ムルト認メサルトヲ決ス

但シ和戰ヲ決シタルトキハ直ニ立法院ニ報告セサルヘカラス

第七十九條 皇帝ハ平時ニ在リ立法院ノ議ヲ經スシテ兵士ヲ徵募スルヲ得

第八十五條 皇帝ハ諸兵備ヲ為スヲ得

このように皇帝は、兵馬の大権を握り、立法院の議を経ないでも、宣戦講和を為し、平時において兵士を徵募して兵備を整えることができ、和戦を決した場合のみ立法院に報告が義務つけられているに過ぎない。軍備全般と戦争に関する皇帝の権限はかなり大きく、けっして立法院に縛られるものではなかった。

次に、第十四編の甲兵の項を見てみよう。

第二百六條 國家ノ兵権ハ皇帝ニ在リ

第二百七條 國家ノ大元帥ハ皇帝ト定ム

第二百八條 國家ノ將校ハ皇帝之ヲ撰任ス

第二百九條 常備兵ハ法則ニ從ヒ皇帝ヨリ民衆中ニ募リテ之ニ應スルモノトス

常備軍ヲ監督スルハ皇帝ニ在リ

非常ノコトアルニ際シテハ皇帝ハ常備軍ノ外ニ於テ軍兵ヲ募リ志願ニ随フテ之ヲ用フルコトヲ得

第二百十條 他國ノ兵ハ立法院ノ議ヲ經ルニ非ラサレハ雇使スルヲ得ス

ここでも皇帝は、国家の兵権を握る大元帥であり、将校を選任し、常備軍を募り、さらに非常の際には志願兵による軍兵をも募ることが可能であった。

ここに長々と引用したのは、自由党最左派で人民の自由や人権に関して最も厳格な規定を施していた植木枝盛が、おそらく私擬憲法草案中、最も詳細かつ内容の濃い兵事や軍事に関する規定を設けているからである。日本聯邦は他国の侵略から各州の人民を守ることを責務とし、戦争を防衛戦争に限定しているが、いざ戦争になった時の聯邦と各州の援助関係や非常時における各種自由の制限や私有財産の収容まで具体的に明言し、さらに皇帝が兵を統括し、宣戦講和を為して、兵を徵収し兵事を整える強力な権限を、ほとんど立法院の承諾なしで保持できる規定を設けているのである。

人民に自由や人権を保障するがゆえに、自分たちが主権者となった国家を、皇帝を中核にいかにか防衛していくかが、実に現実的に規定されているのである。植木は、板垣とともに、世界列強による弱肉強食の「大野蛮」の状態から脱却するために「無上政方論」を構想して、「万国共議政府ヲ設ケ、宇内無上憲法ヲ立」てて「今日ノ暴乱ヲ救正シ世界ノ治平ヲ致スベキ」ことを提案した³³⁾のであるが、そうした世界平和を実現するためにも、まず自国が侵略を受けないようしっかりと国防・軍事体制を、皇帝(天皇)に多大な権限を付与して構想していたのである。

鈴木安蔵は、こうした植木の憲法草案の発見者でもあり、その国民主権や人権擁護、抵抗権などを高く評価したが、管見の限り、上に見たような植木の国防・軍事・戦争・軍の徵募等に関する言及は見られない³⁴⁾。また『植木枝盛研究』という大著を著した家永

三郎も、鈴木と同様に上記の検討は見られず、代わって「軍兵ハ國憲ヲ護衛スルモノトス」という規定から、植木の思想を、兵は国家人民の自由権利を鞏固にし、これを妨げる「外寇」および「内国ノ敵」としての「専制政府を「鎮定」する使命を持つものとし、人民自由の擁護のための行動を軍隊に期待した」と、読み取っている³⁵⁾。植木の憲法草案に専制や圧政に対する抵抗権の思想があったことは事実であるが、植木が軍隊に寄せた期待は何よりも侵略に対する国土・国民の防衛であり、そのための大権を皇帝に与え、戦争の緊急時には人民の権利や財産まで一時凍結する措置まで想定していることから、軍の役割を専制に対する抵抗・対抗の側面に引きつけ過ぎて捉える見方は、一面的に過ぎるといえよう。

またノーマンは、植木枝盛が、「徴兵軍隊を早急に創設したのは政治的に不必要であって反動的な性質を持っており、軍は艦にも銃にもよらず先立つものは自主の精神誠衷の報国心」によるなどと言っているとして、あたかも植木が徴兵制を不要なもののように書いているが³⁶⁾、事実は、上記のように明確に国防・軍隊・徴兵の規定を定めているのである。

そのほか、東京三多摩地方の自由党系の「五日市憲法草案」においても、「凡ソ日本国民ハ何人ノ論ナク法式ノ徴募ニ膺リ兵器ヲ擁メ陸海ノ軍伍ニ入り日本国ノ為ニ防護ス可シ」と明記している。福沢諭吉の影響の強い交詢社の憲法草案においても、欧米の憲法を斟酌して、皇帝の地位と権限を明確にしつつ、立憲制のもとにおける内閣・国会・裁判所の権限を詳細に規定し、思想・信条・集会結社・財産等の自由を国民の権利として明確に規定しているが、やはり「皇帝ハ諸般ノ法律ヲ布告シ陸海軍ヲ統率シ外国ニ対シテ条約ヲ結ビ戦令ヲ発シ講和ヲ為シ」という、陸海軍の規定を明記している³⁷⁾。

このように、人民の権利や自由を主張し、政府に国会開設を迫った民権各派においても、その人民が主体となり、あるいは天皇のもとに国防を担い、国軍を編成し、徴兵の任に就くべきことを、明確に主張しているのである。

明治初期の日本が置かれた国際環境を見ると、インドを植民地化したイギリスはアヘン戦争を仕掛けて、フランスとともに大清の領土や主権を浸食し、ロシアも南下して清の領土を侵食して日本にも迫り、原住民を殲滅して大陸を制覇したアメリカもフィリピンやハワイを侵攻しつつ、虎視眈々と中国大陸への進出を狙っていた。こうして四海を侵略的な欧米諸国に囲まれるなか、福沢諭吉は、いまだ国防や国政はもっぱら武士や政府の仕事であって自らの問題ではないとする、封建時代さながらの「客分」意識を払拭できない庶民に対し、「一身独立して一国独立す」の精神を鼓舞し、あまねく民権を享受した国民がまさに一身の平和・安寧のためにこそ、一国の独立と国防のために覚醒することを声高に叫んでいたのである（「一身独立して一国独立する事」『学問のすすめ』）。

しかしなお、そうした一国の独立と防衛を自らの生命を賭してまで担うという意識は、一般庶民各層にはいまだ十分認知されず、それが、前述したような静岡県農村の徴兵の免疫を神仏に祈るといふ、青年たちの心情となって噴出していたのである。

だが、こうした状況は明治中期以降になると大きく変化していった。まず明治16年(1883)の徴兵令の改正で、常備兵免除は基本的に徴兵検査の不合格者に限定されて、その代わりに徴兵猶予の制度が設けられるようになり、さらに22年に大日本帝国憲法が制定されると、立志社が批判していたような立憲制の確立も図られたうえで、徴兵令も全面的に改正され、これによって、国民皆兵の原則はほぼ実現されて、徴兵の不公平感が

大きく払拭された。

また、明治24年に教育勅語が發布されて、小学校をはじめ様々な行事の場でも奉読されて、悠久の歴史を持つ天皇を核とした臣民としての道義心や公共心が称揚され、「一旦緩急アレバ義勇公ニ奉ジ、以ッテ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スベシ」と鼓吹された。特に日清戦争とその後の三国干渉に対する「臥薪嘗胆」の国民意識の高揚などが相まって、国民の国防意識は前進し、日露戦争の劇的な勝利によって急速に深く浸透していった。

ふたたび、前述の静岡県北郷村の青年層の意識のありようを追ってみよう。

「明治二十七、八年ノ役（日清戦争・・・引用者）後、帰郷ノ軍人燦燦タル勲章ヲ胸間ニ輝シ威風ノ揚々タル見ルヤ青年皆敬慕ノ念ヲ起シ、応募ノ志ヲ堅クシ、進ンテ志願ヲナスモノアルニ至レリ、然レトモ其父兄ハ忌避ノ意ナキ能ハス、是營ニ子弟ノ生命ヲ危フムノミナラス三ヶ年ノ服役家政ニ及ボス影響大ナレバナリ、明治三十七、八年戦役（日露戦争・・・引用者）後ニ至リテハ尚武ノ風益々旺盛トナリ、神仏ニ祈願スルノ意ハ免役ニアラズシテ身体ノ健ニアリ、忌避ニアラズシテ功名ヲ立ツルニアリ、是ニ於テ夜学ヲ起シ学力ヲ補足シ入營ノ準備ヲナスニ至レリ、今ヤ青年ハ身体ノ不合格ヲ恥ジ、抽選ニ当ラザルヲ怨ミトス」（『北郷村誌』³⁸⁾

こうして、国防などは他人事の客分意識にあった庶民は、土地所有権や国政への参政権を得るとともに、徴兵に応じて一国の命運を自ら進んで担う国民となっていったのであり、けっしてノーマンが言うように解放されない農民が強制的に徴兵されて厳しい軍律を強要されていたわけではない。

むしろ日清戦争も日露戦争も、ノーマンらが主張するような侵略戦争などでは決してない。日清戦争は、朝鮮内部で日本の明治維新を範にとり近代改革と清からの独立を果たそうとする、金玉均ら開化派＝独立派を福沢諭吉ら日本の有志が応援し、その過程で朝鮮守旧派やそのバックに盤踞する清国との間の対立が激化して勃発したもので、この勝利で朝鮮は清からの独立を果たし、日本の支援で近代的な改革に着手していったのである。

静岡県駿東郡北部地域（現・小山町、御殿場市）で、明治20年代から日清戦後にかけて立憲自由党員の地方幹部として活躍した土屋五東は、地方名望家を糾合した懇親会や演説会を開催して自由党の政治運動に奔走していたが、明治21年2月11日の紀元節の日に、「此日紀元節ニ付暁天ヨリ室内ヲ酒掃シ畏クモ天皇陛下及両皇后ノ肖像外ニ金玉均氏ノ書ヲカヘケ敬礼ヲ表ス、尤モ国旗ハ例ノ通り空天ニ沖ル」（下線は、引用者）と日記にしたため³⁹⁾、金玉均の書を天皇皇后両陛下の肖像と並べて掲げ、敬礼を表すというように、朝鮮開化派＝独立派との連帯の意思を明確に示していた。金玉均の書は、土屋が揮毫を所望して得たものであった。

明治27年3月28日に金玉均が清の刺客によって惨殺されたという報に接するや、自由党の党友榊健三らは北駿地方で追悼のため義援金の募集活動を展開し、土屋もこれに快く応じている（日記、明治27年5月16日）⁴⁰⁾。

同年8月、日清戦争が勃発するや、土屋は熱心に軍事公債の募集に奔走しながら、次のように日記に心境を認めている。

韓国曩ニ亡状ヲ極ム、我カ皇仁悲深ク戒飲ヲ賜ヒ其痴愚ヲ論トス、満清無礼敢テ非望ヲ抱キ韓国ヲ呑嚙セントス、踞傲暴慢姦詭譎濫リニ兵馬ヲ弄シテ韓ニ莅ム恰モ附庸ヲ征スルカ如シ、我約ヲ破リ我盟ヲ論フ我皇赫トシテ茲ニ西征ノ貔貅ヲ発シ大ニ膺懲ノ典ヲサセ玉フ（日記、明治27年8月13日）⁴¹⁾

こうした民権家土屋五東に見られる、韓国独立派・開化派と連携し、日韓がともに近代化を目指そうという思いと、それが清国の刺客によって無残にも打ち砕かれたことが、日清戦争を支持する在野の世論を形成していったのである。

しかし、日清戦争に勝利した後も朝鮮守旧派は、ロシアと結びついて改革派や日本勢力を朝鮮から追い出し、同時に満洲全域を占領したロシアが朝鮮半島も含めて勢力を拡大して、日本の安全が極度に脅かされた段階に至り、日本は、国の存亡をかけて日露戦争に挑んだのである。

かつての民権家たちもいたずらに国憲拡張を叫んだのではなく、極めて危険な国際環境のただなかであって、国家の防衛を考慮していたのであって、その中でむしろ政府以上に強硬外交を主張し、日清・日露戦争を支持していったのである。徴兵に服する青年たちも、そうした国際情勢や朝鮮半島をめぐる清やロシアとの対抗関係と日本の立ち位置を理解した上で、出征の際の家の労働力への配慮を含む様々な葛藤を経ながら、自国の防衛は国民自らが担うという国民国家の原則を納得した上で、出征していったのである。けっしてノーマンがいうような、解放されない農民が強制的に戦場に駆り出されたわけでも、狂信的なナショナリズムに煽られて、判断力もなく動員されるままに出征していったわけでもないのである。

4. ノーマン、鈴木の新憲法草案の作為

さて、以上見てきたように、ノーマンが鈴木安蔵をして憲法研究会を組織させ、鈴木がかねてから研究していた自由民権運動家らの憲法草案を参照して、その自由や民権思想を取り入れて憲法草案を作成し、それがGHQの日本国憲法草案に影響を与えたという流れについてであるが、まず次のことが問題となろう。

すなわち、市民革命後の国民主権や自由の獲得といった段階において、国民が主体となった国民軍が編成されて徴兵制が成立するのであるから、半封建的な日本を解体して近代的な日本国憲法を創出するというならば、国民主権の上に立った国防軍の創出が、近代国家として何より枢要な要件となったはずである。政府が用意した松本案においても、統帥権の独立などを排して議会の統制下に置かれた、国家防衛を主眼とした軍隊の存在が明記されていたのである。

ところが、鈴木もノーマンも、こうした点をまったく考慮することなく、国防や軍隊、徴兵といった基本事項がいっさい削除された憲法草案を、明治憲法の封建的で軍国的な色彩を払拭した、近代的で平和的な憲法の原型でもあるような形でGHQに提出しているのである。

そもそも、鈴木が植木枝盛や立志社等の憲法草案から学んでいたことは、立憲思想や市民的自由が充実した要素であって、民権家の憲法草案のなかでも正当に位置づけられていた、国民・国土・国富の安全保障にかかわる国防や徴兵といった近代国家にとって

の肝心な要素は、そもそも眼中になかったといつてよい。植木ら民権思想家は、ルソーの『社会契約論』からそうした側面も含めて、近代市民社会＝国民国家の本質を学び取っていたに違いない。

戦前のマルクス主義者間における日本資本主義論争においても、日本社会を半封建的か、近代ブルジョア国家であるかを判断する際に、もっぱら地租改正後の地主的土地所有における現物高額小作料の存在、地主小作関係や労使間に見られる人格的な支配従属関係、友子同盟や監獄部屋といった中間的な統括団体や過酷な労働条件等に焦点が当てられて、近代国家にとって枢要な基軸としての国民皆兵に基づく徴兵制に関しては、論点にさえなっていなかったのである。前述したように、それはマルクス主義の立場からして近代社会における軍事組織は、資本家階級の階級支配を支える暴力装置であって、社会主義革命を目指す勢力とは直接対峙する存在だからであり、近代国家の指標として積極的に評価することは忌避されたのである。二段階革命時のブルジョア革命期においても、革命勢力の前に立ちほだかり、ブルジョア社会を擁護する暴力装置こそ、真っ先に除去する必要があったのである。

こうして、ノーマンや鈴木など共産主義を奉じる者たちは、日本国憲法創出の過程において、人権や民主化の要素を憲法に取り入れ、あわよくば大統領制や共和制に持ち込みたかったのである。それは果たせずとも、すでにGHQ内部で既定路線となっていて、さらに幣原一マッカーサー会談で、戦争放棄・軍隊不保持とバーターで定められた、政治や軍事に介入しない立憲君主的な象徴天皇の在り方に沿う形で、鈴木たちの憲法研究会案も新憲法制定過程に一定の影響力を発揮したのであろう。

だが、鈴木たちは、民権運動のリーダー達がはっきり認識していた、本来近代国家にとって枢要の位置を占める国防や国防軍、徴兵といった規定を欠くことの意味を不問に付したまま、戦争放棄・軍隊不保持といった条項が、あたかも絶対平和主義で進歩的で近代的であるかのように評価していったのである。それは、共産主義への二段階革命にとって、日本弱体化を図るうえでプラスになると判断されたからであろう。

おわりに

戦後、羽仁五郎や服部之総、山田盛太郎といったマルクス主義講座派は、政治学では丸山真男、西洋史学では大塚久雄、社会学では川島武宣といった論者を携えて、学界や教育界にも絶大な影響力を長らく保持してきた。それは、直接、社会主義・共産主義を目指すというより、それに至る二段階革命の第一段として、西洋近代を規範として半封建的軍事的日本から封建的要素と軍事的要素を除去して、「まともな」近代国家に生まれ変わらせるという方向性が、多くの民主主義や自由主義を奉じる人々にも支持されてきたからであると思われる。

そして、そうした方向性が、GHQが主導した占領期の「戦後改革」の基本路線と、その土台となった日本認識と一致するところが大きかったがゆえに、より大きな影響力を持った。このことは、講座派マルクス歴史学の泰斗である永原慶二氏が、「占領初期の大胆な改革政策には、戦前に講座派マルクス歴史学の追求した「変革」の内容に共通する諸側面が認められる。それにはノーマンの近代史認識が作用していたと推定できる。」⁴²⁾「占領下

の戦後改革とはいえ、その内容は戦前マルクス歴史学がとらえていた資本主義と寄生地主制の構造的結合を基礎とする天皇制国家の解体という基本認識と一致するものであった。そのためにマルクス歴史学への信頼が一般にも高まった。」⁴³⁾と評価しているところからもわかる。

こうした傾向は、日本にもアメリカにもマルクス主義者が学界や政権中枢にまで入り込んでいて、ノーマンに見られるように互いに連携をとって占領政策が推進された側面から、当然のことと言えるが、他方で、民主化・非軍事化・近代化を求めても、それを社会主義・共産主義への前段と見ないで、むしろそれへの対抗と見、改革後は日米両国が自由主義・民主主義という共通の価値観に立って共産主義に対抗する友好国になりえると想定する勢力が存在した。この2つの勢力の対抗は占領政策下の諸改革の中にも見られ、今も継続しているが、この両者を区別して考えなければならない。

前者は、民主化・非軍事化・近代化とともに、日本社会の経済・軍事の弱体化を見据えており、その中核に位置するのが日本国民の強固な紐帯と団結力の源泉である天皇制の廃棄であり、絶対平和主義の名のもとで徹底した軍事力の削減を行って、社会主義・共産主義への道を容易ならしめることであった。

本稿は、こうした両者が最もせめぎ合う占領期の憲法制定過程に焦点を当て、とくにノーマン—鈴木安蔵・高野岩三郎らが連携して結成した憲法研究会の足跡を追った。鈴木らは、天皇制廃止の高野案は時期尚早として採用を見送ったが、数々の人権条項とともに立憲制に基礎を置く、政治や軍事と関わらない実質的に象徴天皇と変らない憲法規定を案出し、しかもそれが自由民権運動以来の日本の民主主義の伝統に根付くものであるとして、GHQの憲法草案にも盛り込まれた、とした。草案に軍事・国防に関する項目を一切載せないことで、軍の不保持か大幅削減を暗に示していた、ともいえよう。

ところが現実には、天皇制廃棄を求める共産党やソ連などの国際世論に抗するために、幣原喜重郎が戦争放棄と軍隊不保持をマッカーサーに持ち掛け、もともとOSSの方針に基づいて立憲主義的な象徴天皇制を構想していたマッカーサーも、これに同意して、戦争放棄と軍隊不保持という恒久的な平和条項を打ち出すことで、立憲主義的な天皇を元首として存続させることを打ち出し、その方向で新憲法は作成されていった。これを表面上だけから見るならば、天皇条項も戦争放棄も、目指す方向は逆だが憲法研究会の憲法草案の内容と重なって見える。

そこで、問題となるのは、マッカーサーの三原則において示された「日本は、紛争解決の手段としての戦争のみならず、自国の安全を維持する手段としての戦争も放棄する」という条項が、その後の憲法制定過程においてどのように処理されたかである。

戦争放棄・軍隊不保持という条項は、日本国憲法において、他国の侵略を受けた際にも、ただ「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」、自国を防衛する手段も権利もないという形で処理されたのだろうか。けっしてそうではなからう。

憲法9条第1項の「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」というのは、そもそも1928年の不戦条約協定にある「締約国ハ国際紛争解決ノ為戦争ニ訴フルコトヲ非トシ且其相互関係ニ於テ国家ノ政策ノ手段トシテ戦争ヲ放棄スルコトヲ其各自ノ人民ノ名ニ於テ厳肅ニ宣言ス」という不戦条項の焼き直しであり、1945年の国連憲章2条4項の「すべての加盟国は、

その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない」という規定を踏襲したものである。すなわちこれは、国際法上で禁止されていた侵略戦争、そのための威嚇又は武力の行使を禁じたものである。

続く第2項「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」も、第1項で禁じられた国際法上の国権の発動としての侵略戦争を行うための陸海軍その他の戦力や交戦権を保持しないと言っているのであって、自衛のための権利は、けっして否定されていない。国連憲章第51条には「国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない」と、個別的又は集団的自衛権が認められている。「前項の目的を達するため」という文言を追加したいいわゆる芦田修正も、こうした国際法上の通念が日本国憲法に貫かれていることを明確に示すためのものであった⁴⁴⁾。

おそらくこうした意図を徹底させるために、マッカーサー三原則のうち「日本は、紛争解決の手段としての戦争のみならず、自国の安全を維持する手段としての戦争も放棄する」という文言は、国連憲章の精神に鑑みてGHQの憲法草案作成過程において削除されている。したがって、侵略戦争遂行のための陸海空軍は保持しないが、自衛権行使のための防衛隊のような存在は保持できるということになり、歴代政府も、この解釈に基づいて自衛隊保持を正当化してきた。

マッカーサー自身も、後に回顧録の中で、「第9条は、国家の安全を維持するため、あらゆる必要な措置をとることをさまたげてはいない。だれでももっている自己保存の法則に、日本だけが背を向けると期待するのは無理だ。攻撃されたら、当然自分を守ることになる。第9条は、他国による侵略だけを対象にしたもので、私はそのことを、新憲法採択の際に言明し、その後、もし必要な場合には防衛隊として陸兵10個師団と、それに見合う海空兵力から成る部隊を作することを提言した⁴⁵⁾と述べて、侵略を受けた際の正当な自衛権の行使を、具体的な防衛隊の数まで挙げて明言しているのである。

しかし、鈴木安蔵は、憲法こそが国家における最高規範であり、国際法規がどのくらい国内的効力を持つかは憲法による受容、承認によるものと捉えて、「日本国憲法においては、自衛権の発動という場合にも、これまで国際法社会において通念とされていたような、軍事力による自衛行為なるものを一切なさないとしていることは明らかであって、この点に、他国に比するもののない日本国憲法の独自性がある」として、「絶対非武装・永久中立」を主張している⁴⁶⁾。

その後の日本国内においては、鈴木のように国際法の精神を軽視して、憲法学界から学校教育に至るまで、この9条の真意を、いかなる場合でも戦争を放棄し、戦力を保持しないという絶対平和主義に解釈して、我が国が世界に誇る「平和憲法」とであると宣伝、教育されてきた。それは、占領期の公職追放後の過程で、戦後の学界・教育界に多くの社会主義者・共産主義者が入り込み、または巧みにそうした方向に転向して、民主化・非軍事化の内実を、日本国力の弱体化の方向へ導いていこうとしたからである。

その結果、多くの日本国民は、自らの国土・生命・財産は国民一人一人が守るという、近代国家なら当然の権利であり、義務でもある基本条項を忘れ、徴兵制などと言え

ぐに戦前の軍国主義復活を唱えているなどと非難され、今や中国による軍事的侵略が目前に迫っている時に際しても、国防は自衛隊や米軍の任務であって、我が事とはまるで無関係のような「客分」的態度が抜けきれないでいるのである。

そうした「客分」的意識から脱却するためには、西欧列強が植民地拡張のために弱肉強食の覇権争いを展開していた明治期の国際環境の中で、自由民権家のリーダーたちが、立憲思想や人権を唱えたと同時に、「自由と平等」を得た国民一人一人が自ら国を守りぬくという「士魂」を抱いて、断固として日本防衛のための国民軍編成や徴兵制などを主張していたという事実を今一度思い起こし、そうした先人の偉業に倣って近代国民国家・日本を取り戻していかなければならないだろう。

注

- 1) OSSに関しては、加藤哲郎『象徴天皇制の起源』平凡社、2005年、田中英道『戦後日本を狂わせたOSS「日本計画」』展転社、2011年、を参照。
- 2) 代表的なものとして小西豊治『憲法「押しつけ」論の幻』講談社現代新書、2006年。
- 3) 本川裕「「国のために戦いますか？」日本人の「はい」率は世界最低13%…50歳以上の国防意識ガタ落ちの意外な理由 他国はリーマンショック後の世界金融危機直後に「国防意識」上昇」PRESIDENT Online 2022年6月8日。
- 4) ダグラス・マッカーサー『マッカーサー大戦回顧録』津島一夫訳、中公文庫、2003年、412～413頁。マッカーサーのメモアールを翻訳して最初に出版したのは『マッカーサー回想記』上下、朝日新聞社、1964年である。
- 5) 日本財閥に関する国務・陸軍調査団団長として、1946年3月に来日したコーウィン・エドワーズは、次のように述べている。「日本の対外侵略にたいする財閥の責任は、人的なものではなくして制度的なものである。すなわち個々の財閥の組織が軍事的侵略に都合のよい手段となったのである。日本の産業は日本政府によって支持され強化された少数の大財閥の支配下にあった。産業支配権の集中は労使間の半封建的関係の存続を促し、労賃を下げ、労働組合の発展を妨げてきた。また独立の企業者の創業を妨害し、日本における中産階級の勃興を妨げた。かかる中産階級がないため、日本には今日まで個人が独立する経済的基盤が存在せず、したがって軍閥に対抗する勢力の発展もなく、ために他面では軍事的意図に対する反対勢力としての集積は、国内市場を狭隘にし、商品輸出の重要性を高め、かくて帝国主義戦争に駆り立てたのである。」持株会社整理委員会『日本財閥とその解体』1951年、156～157頁。この論旨は、半封建的軍事的日本資本主義が、その労働者と小作人搾取ゆえに国内市場を狭隘化させて、大陸への侵略に向かっていったとする、講座派マルクス主義の主張と見まがうばかりである。E. H. ノーマンによる講座派的日本理解が、GHQ内部に広くいきわたっていたということ推測させるに十分である。
- 6) 第2回 東京裁判研究会（平成27年11月14日）での岡部伸氏の講演録「ノーマンと『戦後レジーム』—近代日本を暗黒に染め上げた黒幕」『比較法制研究』（国士舘大学）第38号、2015年。
- 7) 古関彰一「Ⅲ 民権思想の復権」『日本国憲法の誕生』増補改訂版、岩波現代文庫、2017年、41頁。この古関の論稿は、鈴木安蔵らの憲法研究会の設立から、憲法草案作成過程、そこでの様々な討議内容、さらにGHQとの関係。社会党や共産党の憲法草案との関係も含めて論じている。
- 8) 前掲、小西豊治『憲法「押しつけ」論の幻』62～71頁。
- 9) 佐藤達夫『日本国憲法成立史』第二巻、有斐閣、昭和39年、801頁。この本は、憲法研究会の発足からGHQにその憲法草案が取り入れられてどう評価されていったのかまで、克明に明らかにしている。
- 10) 同書、828頁。
- 11) 高野岩三郎案については、同書、850～852頁を参照。
- 12) 前掲、古関彰一『日本国憲法の誕生』56頁。だが、後述するように、ほとんどの民権運動の指

導者や私擬憲法草案では、天皇の存在を認め、またその大権の下で国防を図り、軍隊保持、徴兵や募兵制度等をしっかり定めていたのであって、高野はこうした面はまったく民権運動から学んでいなかったか、故意に無視したことになる。

- 13) 同書、795～797頁。
- 14) 小西豊治、前掲『『憲法「押しつけ」論の幻』、86頁。
- 15) この過程に関しては、前掲、佐藤達夫『日本国憲法成立史』第二巻、826～846頁、また小西豊治、前掲書、111～141頁を参照。
- 16) 佐藤達夫、前掲書、708～709頁。
- 17) 佐藤達夫、同上書、第一巻213頁。
- 18) こうした近衛の新憲法草案作成の過程やノーマンとの関係については、工藤美代子『我巢鴨に出頭せず 近衛文麿と天皇』日本経済新聞社、2006年、375～416頁に詳しい。工藤氏は、近衛を死に追いやったノーマンの「戦争責任に関する覚書 近衛文麿」に資料を提供したのは、近衛の盟友ともいえる内大臣木戸幸一、その姪を妻に持ちノーマンとはハーバード大学時代からの親友であった共産主義者の都留重人であったろうとし、「ノーマンと都留で合作した作文が近衛を貶めたのである」（同書、392頁）としている。また工藤氏は、ノーマンが「覚書」のなかで口を極めて近衛を誹謗し近衛を憎んだ最大の理由として、近衛が天皇に、共産主義者の政権中枢や軍部への浸透とそれゆえの大陸への侵攻、さらに戦後の共産主義革命の脅威さえ警告した「近衛上層文」の存在があり、また10月14日にマッカーサーと会見した際に、同席したアチソンらの前で「軍閥や国家主義勢力を助長し、その理論的裏付けをなした者は、実にマルキストである」「つらつら思うに我国内外の情勢は、今や共産革命に向かって進行しつつありと存候。ここまで来ては敗戦そのものよりもその後に来る共産革命が深刻である」との発言であった、と指摘している（同書、390頁）。要するに大東亜戦争の黒幕の真犯人が共産主義者であって、敗戦革命の脅威が迫っていることを公然と発言してきた近衛が、共産主義者によって葬られたということである。また、この間の近衛・木戸・ノーマンの関係についてさらに詳しくは、鳥居民『近衛文麿「黙」して死す すりかえられた戦争責任』草思社、2007年を参照されたい。
- 19) 細谷雄一『自主独立とは何か 前編 敗戦から日本国憲法制定まで』新潮選書、2018年、202～205頁。
- 20) 以下の幣原—マッカーサー会談に至る過程は、細谷雄一前掲書、209—211頁に拠っている。
- 21) この幣原—マッカーサー会談の様子は、前掲『マッカーサー大戦回顧録』（前掲書、456—457頁）に詳述されているが、前掲服部龍二氏の研究によれば、幣原は、「どうしても天皇制を維持させておいてほしいと思うが協力してくれるか」と尋ね、マッカーサーは「出来る限り協力したい」と応えたという。つまり、幣原とマッカーサーが最重視したのは天皇制の存続であった。そのために戦争放棄をハッキリと声明し、天皇制に批判的な国際世論を懐柔しなければならぬと考えていたという（服部龍二『増補版 幣原喜重郎—外交と民主主義』吉田書店、2017年、277頁）。
- 22) 前掲、加藤哲郎『象徴天皇制の起源』43—46頁、150—151頁、参照。OSSには実に多様多彩な日本研究者が集められ、その中にはヨーロッパからナチスの迫害を逃れて渡米してきたフランクフルト学派の学者たちも参加していたことが、加藤氏の著作から判明する。象徴天皇制の研究史に関しては、前掲加藤著に詳しいが、その中でも中村政則『象徴天皇制への道 米国大使グルーとその周辺』岩波新書、1989年は、知日派グルーの対日戦略を基軸に、いかに天皇制を存続させようとしたかを繙いた労作として参照されたい。
- 23) 前掲、加藤哲郎『象徴天皇制の起源』150～151頁。
- 24) 鈴木安蔵『日本国憲法概論』評論社、1962年、109頁。
- 25) ルソー『社会契約論』桑原武夫・前川貞次郎訳、岩波文庫、1954年、53頁。
- 26) 同上書、54頁。
- 27) 同上書、55頁。
- 28) E. H. ノーマン『日本の兵士と農民』『ハーバート・ノーマン全集』第四巻、岩波書店、1978年、86～93頁。
- 29) 拙稿「地方改良運動と農民」西田美昭 アン・ワズワ編『20世紀日本の農民と農村』東京大学出版会、2006年所収、66頁。
- 30) 立志社「日本憲法見込案」新編『明治前期の憲法構想』家永三郎・松永昌三・江村栄一編、福村出版株式会社、2005年、400～407頁。

- 31) ノーマン、同前書、89頁。
- 32) 以下は、植木枝盛「日本国憲法」前掲書、374～385頁。なお植木の「日本國々憲按」にもほぼ同様の規定がなされている。
- 33) 家永三郎『植木枝盛研究』岩波書店、1960年、297頁。
- 34) 例えば鈴木安蔵『明治初年の立憲思想』育生社、1938年、では植木枝盛の「東洋大日本國憲按」（「日本國々憲按」のこと）が紹介され、無条件的自由権の設定、拷問・死刑廃止、抵抗権等については述べられているが、本文で見たような軍隊・兵事・国防、皇帝のそれらに関する多大な権限等については、一切触れられていない。
- 35) 家永三郎、同上書、291頁。
- 36) ノーマン、同前書、84頁。
- 37) 「日本帝国憲法（「五日市憲法）」、同前書、287～300頁。
- 38) 前掲拙稿、前掲書、66～67頁。
- 39) 御殿場市立図書館編『土屋五東日記』御殿場市教育委員会発行、1989年、24頁。土屋五東をはじめとした地方民党活動家たちの明治20～30年代の政治活動に関しては、『小山町史』第8巻、近現代通史編、1999年、187～226頁（筒井正夫執筆）を参照されたい。
- 40) 同上書、170～171頁。
- 41) 同上書、183頁。
- 42) 永原慶二『20世紀日本の歴史学』吉川弘文館、2003年、278～279頁。
- 43) 同書、311頁。
- 44) 以上の日本国憲法9条の理解は、篠田英明『ほんとうの憲法—戦後日本憲法学批判』ちくま新書、2017年、に拠っている。
- 45) 前掲、『マッカーサー大戦回顧録』458～459頁。
- 46) 前掲、鈴木安蔵『日本国憲法概論』112～115頁。